

令和6年6月25日

## 国立大学法人東京外国語大学学長選考方針

### 国立大学法人東京外国語大学学長選考・監察会議

国立大学法人東京外国語大学学長選考・監察会議は、次期国立大学法人東京外国語大学学長（任期は、令和7年4月1日から令和11年3月31日まで）の選考方針を以下のとおり定める。

#### 1. 学長に求められる資質・能力

- (1) 人格が高潔で、学識に優れ、学内外の信頼を得ることができること。
- (2) 東京外国語大学のトップリーダーとして、本学の教育研究活動を適切かつ効果的に運営できること。
- (3) 本学の意欲的な未来像を明確に描き、その実現のためのミッションを着実に達成できる力量を備えていること。
- (4) 本学の財政基盤の確立と学内の適切な資源配分を実現できる、優れたマネジメント能力を有していること。

#### 2. 達成すべきミッション等

- (1) 本学の教育研究の成果を、人々の共生に向けた諸問題の解決に資するため、言語教育のナショナルセンターとしての本学の機能の強化と社会実装を図り、市民・自治体・NGO・教育機関・企業などと連携し、寛容でインクルーシブな社会の実現に貢献する。
- (2) 本学の教育プログラムを通じて、学士課程においては、世界や日本における共生社会の実現に資する専門的知識と幅広い視野を持つ人材を、大学院課程においては、深い専門性を有する優れた研究者及び多言語多文化化する社会で求められる高度な専門的知識を有し、実践的な能力を備えた人材を養成する。
- (3) 世界における多文化共生のメカニズムを解明する人文・社会科学研究を牽引すると同時に、多分野の研究者が参加し問題解決を目的とした融合型研究プロジェクトを推進し、研究成果の社会実装を目指す。
- (4) 大学内外の多様な意見を大学経営に生かし、公正で透明性の高い運営を実現するため、強靱なガバナンス体制を構築する。

### 3. 選考の方法及び手順

#### (1) 候補者の推薦を求める公示

学長選考・監察会議は、選考にあたり、候補者の推薦を求める旨を公示する。

学長選考・監察会議は、推薦の受けを行う際に、学長候補者推薦書（所定様式）、推薦理由書（様式任意）、学長候補者の経歴及び業績一覧表の提出を求める。

#### (2) 候補者の選定

学長選考・監察会議は、選考にあたり、4名以内の候補者を選定し、候補者となることを承諾した者について、意思表示書の提出を求める。

学長選考・監察会議は、候補者となることを承諾した者について、氏名と選定した理由を公表する。併せて、経歴、業績及び意思表示書（別添書類を含む）を学内に公表する。

#### (3) 学内意向調査

学長選考・監察会議は、選考にあたり、選定した候補者について、学内の意向を調査する。なお、意向調査の実施にあたり、選定した候補者が学内にその所信を表明する機会を設けることがある。

ただし、選定した候補者が1名の場合は、学長選考・監察会議の判断により、学内の意向調査を実施しないことがある。

#### (4) 最終学長候補者の決定

学長選考・監察会議は、学長選考方針に基づき、経歴、業績、意思表示書、面談による適格性の審査並びに学内の意向などを総合的に判断し、独自の判断により学長を選考する。

#### (5) 選考結果の公表

学長選考・監察会議は、選考結果とともに選考基準、選考経緯及び選考理由を公表する。

### 4. 選考の日程

- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| (1) 候補者の推薦を求める公示:      | 令和6年8月23日(金)                  |
|                        | (推薦受付期間:令和6年8月23日(金)~9月6日(金)) |
| (2) 候補者の選定(4名以内)結果の公表: | 令和6年10月4日(金)                  |
| (3) 学内意向調査の公示:         | 令和6年10月11日(金)※                |
| (4) 候補者所信表明:           | 令和6年10月15日(火)                 |
| (5) 学内意向調査日:           | 令和6年10月22日(火)※                |
| (6) 選考(候補者との面談含む):     | 令和6年10月30日(水)                 |
| (7) 選考結果の公表:           | 令和6年11月6日(水)                  |

※上記、(3)、(5)については、選考の方法(3)のただし書きに示しているとおり、学長選考・監察会議の判断により、学内意向調査を実施しないことがある。